人以外による創作物の権利者 ——古くて新しい問題——

Who Should Own the IP Right in the Case Where the Creation Is Made by a Nonhuman?

-An Old but New Issue-

小川明子* Akiko OGAWA

- 〔抄録〕

技術革新は、人々の生活を飛躍的に合理化している。有能な機械、あるいは、AI によって、日々の生活には大きな変化が表れている。しかし、このような変化が命令や連絡に限定されず、何らかの創作活動まで拡大したとき、知的財産に係る問題が発生する。すなわち、人以外のものが創作活動を行った場合、誰に権利を付与することが適切だろうか。

知財戦略本部報告書によれば、AI を道具として利用した創作物(AI 生成物)については利用者に権利が付与されるが、AI が独自に創作した創作物(AI 創作物)についての結論は出ていない。現在 AI という技術による創作物をどのように扱うべきかといった議論が行われている。

しかし、新技術の扱いについて悩み、如何にするかを検討することは AI が初めてというわけではない。歴史上、(当時の) 新技術が登場する度に様々な検討が行われ、それに対する取扱いが決定されてきた。その意味合いにおいては、AI そのものの特性をもとに保護の体制を検討することのみならず、その他の著作物における判例と比較検討しながら AI 創作物保護における権利者の選択を考えることにも意義があると思われる。

本稿では、AI 利用者、AI そのもの、AI 開発母体が、それぞれ何らかの権利を付与され得るのかといった観点から既存の(AI 以外の)著作権判例を当てはめて検討する。まず、AI 利用者については写真が最初に著作物に該当するか否かが争われた事案、および、霊的あるいは神的存在が創作したと両当事者が主張していた事案、次に、AI そのものについては、動物が著作者になりうるかが争われた事案、そして、AI 開発母体については伝統的知識の保有者に係る事案について当てはめることを試みる。

1. はじめに

家に帰ると、電灯をつけ、エアコンのスイッチを入れ、気分のよくなる音楽まで流してくれる。 お風呂を沸かし、ピザ屋に好きなピザを注文し、 部屋の汚れを見つけてはお掃除をしてくれる。これは、優しい配偶者でも有能なお手伝いさんでもなく、機械がしてくれる(今では普通のレベルの) サービスである。このように命令に従って何等かのスイッチを入れる、連絡をとる等の業務にとどまっている場合においては、如何にこの機能が発展しても、知的財産に係るものということはできない。

しかし, 更にその機能が発達した機械が自分で 考えて, 何らかの独創的な表現をし始めたり, と

^{*} 山口大学知的財産センター 特命准教授

Specially-appointed Associate Professor, IP Center, Yamaguchi University

ても有用で新しい技術的思想の創作を始めたりした場合、現行の知的財産保護に対して大きなインパクトを与えることになる。それは、現在我が国において知的財産の創作者となりうるのは自然人あるいは法人に限定されているからである。この点については、海外の法制度においてもその状況に変わりはない。著作権法でいえば「著作権の保護を受けるためには、「人」あるいは「人間」が創作的作品の著作者あるいは権利者であることをほとんどすべての法制度が要請している「)」とされる。ここで、「機械」と称してきたものを「AI・人工知能」と呼び名を変えると、その実態はより理解し易くなる。

そして、「気分の良くなる音楽」を(既存の CD から選択してくるのではなく) AI が自分で作り出した、あるいは、部屋の汚れの種類を見分けてそれにあった新たな洗浄剤を開発した時点で発生してくるのが AI 創作物問題である。

Pablo Picasso は、「コンピュータは役に立たない。答えを出してくれるだけだ。(Computers are useless. They can only give you answers.)」と言ったとされる。これは、表現者の立場からは、面白みを欠くことを意味しているのかもしれない。しかし、Picasso の言う「コンピュータ」の能力を超えた時点から、AI 生成物/創作物問題は始まる。今後の技術の発達によって、AI がその機能を多様化させ更なる能力を手に入れることは、想像に難くない事実である。実際、人が作った場合と同等レベルあるいはそれ以上の創作性が備わった作品あるいは発明を、(AI が)作ることは容易な状況が起きつつある。

そのような中、産業財産権の場合方式主義であり、審査・設定登録しなければ権利問題は発生しないことに対し、無方式で発生する著作権の場合、その問題はより大きいと思われる。

AI の能力を示す一例を挙げれば、The Next Rembrandt プロジェクトがある。当該 HP 上の副題 "Can the great master be brought back to create one more painting?" からも想像できるように、レンブラント作品データを集めて、新たなレンブラント的な作品を AI によって構築するというものである²⁾。

我が国では、著作権審議会および知的財産戦略本部で検討が加えられ、「利用者が思想感情を創作的に表現するための<u>『道具』として AI を使用して当該 AI 生成物を生み出した</u>ものと考えられることから、当該 AI 生成物には著作物性がみとめられる」とし、その<u>著作者は利用者</u>であるとされている。一方、利用者の寄与がないあるいはほとんどない場合においては、「当該 AI 生成物は、<u>AI が自律的に生成した『AI 創作物』</u>である」として、現行法上著作物と認められないとしている³⁾。

現時点では、AI 創作物に対応した法改正や特別法といったものはないにしても、今後もそれらはパブリックドメインとして広く一般に使用されることが唯一の方向性なのだろうか。あるいは、創作に大きく関与した者等——AI 利用者、AI 開発母体、あるいは、AI そのもの——に対し、何らかの保護を与えるべきなのだろうか。また、その必要性があるとすれば、如何なる形で誰に権利を付与することが可能なのだろうか。

本稿では、既存の(AI以外の)創作物の保護に 関する著作権判例をもとに、AI創作物の創作者と なりうる候補者の保護可能性について考える。

2. AI 創作物の創作者

現状の著作権法あるいは特許法においては,自 然人が AI を創作上のツールとして使用し創作活動を行った場合,創作的な表現であれば著作権法の対象となり,新規性,進歩性,および,産業上の利用可能性がある発明であれば出願と審査を経 て,特許法の対象となる。職務著作,あるいは職務発明の場合も,それぞれの法に従えば,何ら問題はない。

しかし、人の関与なしに作られた『AI 創作物』については、現行著作権法第二条一項一号でいう (人の)「思想又は感情」を創作的に表現したとはいえず、同二号でいう著作物を創作する「著作者」 も存在しないことから、著作物であるということはできないことになる。特許法においても、(『AI 創作物』は)現行特許法第二条一項でいう、自然 法則を利用した(人による)「技術的思想の創作」 のうち高度のものであるとはいえない。それは、

「発明者は自然人(生身の人間)に限られる。発明は事実行為であるから行為能力や責任能力に関係なく、発明を完成した自然人が(たとえ子どもであっても)当然に発明者となる⁴⁾」からである。

しかし、AI 創作物が今後飛躍的に増加するとすれば、その権利者の検討が必要となってくると思われる。その理由としては第一に、AI を道具として利用する(と認定される)場合(AI 生成物)と、全面的に AI が創作した場合(AI 創作物)とが両立するとき、AI 創作物についてのみ全てパブリックドメインとするのは、創作に何らかの貢献をした者の、更なる創作意欲を削ぐことになるからである。そうであれば産業の発達あるいは文化の発展のどちらの側面からもマイナス要因である。

第二に、パブリックドメインとして存在する AI 創作物の増加から派生した問題が生じる可能性があるからである。ここに非常に面白い小説があるとする。おそらく、漫画化され、アニメ化され、アニメ映画となり、実写化されたドラマとなり、実写化映画となり、ゲームとなり、その全てについて外国語による翻訳版がつくられるだろう。最初の小説が『AI 創作物』であり、その後の各々の二次的著作物が小説のみを原著作物として作られ

たとすれば、それぞれの翻案等は無許諾、無料で 行うことができることになる。

そうすると、最初の小説という形態の作品そのものには何ら権利はなく、同じ小説から派生した当該小説の本質的特徴を感得できるような(多くの場合類似性の高い)漫画、映画、アニメーション、実写ドラマ、ゲーム、あるいは、翻訳といった形で、二次的著作物の著作者のみが存在するという状況が生じることになる。そこから予測できるのは、当該二次的著作物は AI による原著作物のみを翻案等して作られたのか、あるいは、その他の二次的著作物をも翻案した三次的著作物になるのかといった権利関係が錯綜することである。また、それぞれの権利者がそれぞれの作品の剽窃行為を差止めることができるのかといった点も明らかにする必要がある。

第三に、AI 創作物(a)と同(b)が非常に似ている 場合にも同様の事態を生む。

このようなことを考慮すると、独占的排他的な権利(を持ち報酬を得られる)者という観点のみならず、AI創作物の管理者という意味合いにおいても権利者を検討する必要があるように思われる。

3. AI 利用者の権利?

AI について検討している現在の技術レベルに達するまでの段階において、これまでも多くの「当時の」新技術が登場してきたはずである。当時の「既存の技術」をもとにして考えられた(その時点での法制度の規定する)範囲を超えるものが登場する度に、その技術をどのように受け入れるべきかといった判断が行われてきた。

「写真」は、現在は著作物の一つとして保護されるが、19世紀には、果たして人が創作した(写真という)表現なのか、あるいは、機械が作ったものであり人は単なる操作を行ったに過ぎないの

かといった争いも起きている。

アメリカ著作権法では、当初の写真技術である 湿板写真(アンブロタイプ: ambrotype)および銀 板写真(ダゲレオタイプ: daguerreotype)を使った 写真は著作権の保護対象ではないとして、写真家 は著作者と認められてはいなかった。しかし、1865 年に著作権保護対象の中に写真が書き加えられ た5)。

一方裁判所は、写真というものが純粋に機械的なプロダクションであるとして写真に著作物性を認めることに消極的であり、すなわち、神と母なる自然が作りたもうた万物⁶⁾ を単に正確に写し取ったに過ぎないとしていた。そのような中、写真の著作物としての保護が明確になった判決が以下である。

判例① Burrow-Giles Lithographic Co. v. Sarony⁷⁾

リトグラフ(石版画)制作会社が撮影された Oscar Wild⁸⁾の肖像写真をもとにリトグラフを8万 5千枚製作して販売した事案である。

1882 年,写真家の Napoleon Sarony は,当該写真の著作者,発明家,デザイナー及び所有者であるとして訴訟を起こした。作品名は,「Oscar Wild No.18」であり,写真及びそのネガフィルムには連番が付されていた⁹⁾。

最高裁において判断されたのは、「写真」が著作権法の対象となるか否かという点である。アメリカ合衆国憲法ではその規定範囲として、「著作と発見に対する独占権の付与("To promote the progress of science and useful arts, by securing for limited times to authors and inventors the exclusive right to their respective writings and discoveries.")」(下線筆者)が含まれている。ここでいう著作物(writings)に「写真」が包含されるかが問題となった。本判決で最高裁は、「憲法の規定するところは、写真の著作権

を十分包含する余地はある(we entertain no doubt that the constitution is broad enough to cover an act authorizing copyright of photographs)」とし、写真が著作物となり得ると判じている。そして、当該写真は著作物の原作品であり、原告は著作者であるとした。

リトグラフ (lithograph) は、1798 年にドイツで 完成された手法であり、石板や金属板を使う版画 である¹⁰⁾。それに対し、写真としては、1839 年ダ ゲレオタイプ (Daguerreotype) と呼ばれるいわゆる銀板写真が開発された。当時すでに確立された手法であったリトグラフに対し、これは当時の最 先端のテクノロジーである。

現代では、それぞれの写真の著作物性が争われるとしても、写真であることゆえに著作物性が否定されることはない。しかし、写真という当時の「最先端技術」に対しては、最高裁での判示が必要だったことになる。すなわち、単なる機械とその操作する人なのか、あるいは、(その写真機を使用することによって)表現を行い創作者としての地位を獲得し得るかという問題であり、知財戦略本部報告のいう「利用者が思想感情を創作的に表現するための『道具』として」使用している部分に相当することになる。そして、同報告書でいう『AI 生成物』には、著作物性が認められその著作者は利用者であるという点と矛盾しない。

次に、(『道具』ではなく)『AI 創作物』に応用可能な場合を考えると、写真のように、角度や瞬間や状況を設定して撮影する機材を使っての創作に対し、何ら操作をすることなく――人が関与せず――作り上げられたと主張された判決がある。

判例② Oliver et.al. v. Saint German Foundation et. al.¹¹⁾

Frederic Spencer Oliver は、「二つ星の居住者(A

Dweller on Two Planets)」を Borden Publishing Company から出版した。被告が剽窃による著作権侵害を行ったとして、差し止めを求めて訴訟を起こした。

原告 Oliver は当初よりこの著作物は実際に自身が創作したわけではなく、すでに亡くなった人の霊(the spirit of a previously deceased person)からの指示をまとめたものであると認めていた。そのため、被告は、原告は筆記者に過ぎないことから、当該作品の著作権を行使する権利はなく著作権保護の対象とはならないと主張した。すなわち、人が関与していないという「原告の認識」をもとにすれば、著作権法上パブリックドメインとなるべきものである。

裁判所は「法は現実を使うものであり、その判決の基本として、スピリチュアルな世界によるコミュニケーション及び法的権利の委譲等を承認するものではない (The law deals with realities and does not recognize communication with and the conveyances of legal rights by the spiritual world as the basis for its judgement.)」という点を明らかにした。

そして、原告作品と被告作品を比較した上で、「そのスタイルあるいはアレンジについて侵害はなく、単に、霊的な世界からのメッセージを受けて作られた二つの居住する生き物といった主題あるいは物語の上に立脚しているに過ぎない(There is no charge of infringement here based upon style or arrangement, but it is upon the subject matter or stories of two earthy creatures receiving from the spiritual world messages for recordation and use by the living.)」とした。すなわち、時空を超えて霊的世界と物質的世界の間でのコミュニケーションをするためのエージェントとなる経験をするという点においては多少の類似点があったものの、単語やフレーズについての剽窃はなく、従って、侵害はないと判

示した。

本判決においては、霊的な話は裁判所では扱わないとして、著作者がだれかと言った点には触れていない。

一方, Urantia 判決では, 霊的(あるいは神的)な存在による創作物であると主張される作品であっても著作物となり得るといった判決が出されている。

判例③ Urantia Foundation v. Maaherra¹²⁾

原告 Urantia Foundation は、神の相談者(The Devine Counselor)、超宇宙の人格の団体の長(the Chief of the Corps of Superuniverse Personalities)、ネバドンの大天使の長(the Chief of the Archangels of Nebadon)と称される数名の天人(celestial beings)といった存在が本来の「著作者」であると主張し、被告 Maaherra もこれに合意している。これらの存在が、シカゴの精神科医である Dr. Sadler の患者を通じてその教えを伝え(Urantia Paper と呼ばれる)、最終的に書籍化されたものが Urantia Book であるとされる。

当該書籍の熱心な読者である被告 Maaherra は、原告 Urantia Foundation が発行し著作権登録を行った Urantia Book の全頁を複製して配布した。また、CD にテキストを複製してそこに Urantia の登録商標を付して無償配布した。原審では商標法侵害、著作権法侵害等について争われた。被告は、配布の事実は認めたが、原告による著作権の更新が無効であると主張した。

原告は職務著作による編集著作物であると主張したが、裁判所は、当該書籍はたとえ編集著作物であったとしても、更新証明書に記載された職務著作には該当せず、原告が自身を更新する資格がある所有者(proprietor)であることを示すことができなかったとして、更新は無効であるとした被

告に有利な中間判決を出した。

控訴審においては,更新時点で原告は当該書籍 の所有者であり,たとえその更新証明書の内容に 齟齬があったとしても,更新の有効性には影響を 与えないとして,原審の判断の誤りを指摘した。

被告は、当該書籍は、人の創作性という要件を 欠いているために, 著作権法でいう「著作物」に は該当しないと主張した。裁判所は、Feist 判決¹³⁾ を引いて、「著作権保護を受け得るとされるために は著作者による独創性が求められる (To qualify for copyright protection a work must be original to the author.)」とし、更に、「著作権法で使用される定義と しての独創とは、当該作品は、(他の作品から模倣 したのではなく) 著作者によって独自に作られて いること, および, 少なくとも最低限度の創作性 を保有していることが必要である (Original, as the term is used in copyright, means only that the work was independently created by the author (as opposed to copied from other works), and that it possesses at least some minimal degree of creativity.)」とした。その上 で、「本件の霊的あるいは神的な集団に質問を投げ かけて教えを受けた者(Contact Commission)は、 まず、如何なる質問をするかを選択検討」してお り、このような質問は本件書籍の元となった Urantia Paper の構成等に貢献していることを指摘 した。すなわち、「Urantia Book は人以外によると 主張されるにも拘わらず、元来 Urantia Paper は Contact Commission のメンバーによって選択や構 成されことから, 少なくとも部分的には人の創作 性にって作られたものである (Thus notwithstanding the Urantia Book's claimed non-human origin, the Papers in the form in which they were originally organized and compiled by the members of the Contact Commission were at least partially the product of human creativity.)。」その創作性は高いものではない としても、編集著作物としての創作性は認められるとした。

また、裁判所は著作物性の問題において、当該書籍が霊的な創作物であるかどうかといった点を決定することではないと明言した上で、「Urantia の教えを編集、選択、構成等した最初の人によって著作物性が主張されたのであれば、著作権の目的上、その作品は著作物となり得る(For copyright purposes, however, a work is copyrightable if copyrightability is claimed by the first human beings who compiled, selected, coordinated, and arranged the Urantia teachings)」とした。

AI に関して考えると、AI を使用する者が作品の部分を AI に作らせてそれを編集した場合編集著作物として著作者となることは、AI 生成物の考え方に合致する。また、それらの部分に創作性を加えることで二次的著作物の著作者となる可能性もある。

一方、AI がほぼすべての創作を行う場合であっても、何をどのような形で創作するかといった、(ある程度)複雑な指示によって AI に創作を命じた場合においても、たとえ限定的ではあったとしても、その利用者に権利が発生する可能性があるのではないだろうか。

4. AI に権利?

知的財産に係る法制度において創作主体は自然 人が基本である中、AI 創作物について AI そのも のが創作者と認定される場合を考えると、動物が 創作者である場合が参考となる。

法的には、実際に手を動かしたのが動物であったとしても、人ではない当該動物が創作者たり得ることはない。しかし、現実には動物が「アート作品」を生み出した事例はある。

1950 年代にロンドンにいたチンパンジー14)の

Congo は有名なアーティストである。サルの世界のセザンヌ¹⁵⁾ と呼ばれ、Picasso は Congo の作品を 400 枚収集し、Miro は自身の作品 2 枚と Congo の 1 枚を交換したとされる¹⁶⁾。言うまでもなく、Picasso¹⁷⁾ も Miro¹⁸⁾ も世界的なアーティストであり、世界中の美術館で所蔵される作品を制作した。Congo は、1964年に 10歳で亡くなるまで、創作活動を続けた。訴訟問題そのものは起きていないが、Congo は、実際に「創作活動」をし、その作品は、多くの画家を含む専門家から良い作品として求められていたことになる。

しかし,2015年,別の動物による訴訟が提起された。

判例④ Naruto et al., v. David J. Slater, et. al.¹⁹⁾

インドネシアのスラウェシ島で、6歳の黒サル²⁰⁾ が 2011 年に撮った複数枚の自撮り写真が問題となった事件は記憶に新しい。黒サルが、カメラマンである Slater が放置したカメラを使って、自撮り写真を撮影した。これらは、この黒サルが一枚シャッターを切る度に、自ら顔の表情を変化させた写真である。Slater はそれらの写真が、黒サルのNarutoによって撮影されたことは認めつつ、2014年初めに当該写真を含む写真集を Blurb、Inc から出版した。そして、当該書籍には、黒サルの自撮り写真の著作権者は Slater および Wildlife Personalities、Ltd.であると記載していた。

本件の原告は黒サルの Naruto である。訴訟後見人 (Next Friend)として People for the Ethical Treatment of Animals, Inc. (PETA)と Dr. Antje Engelhardt が参加した。被告は、Slater の他、出版者の Blurb Inc. 及び Wildlife Personalities Ltd.である。

原告らは、被告らが当該写真を展示、広告、販売することによって Naruto の著作権を侵害したとして訴訟を起こし、現行法のもと黒サルの

Naruto が自撮り写真の著作者であることを認定するよう求めた。

被告側の、著作権法は Naruto のような動物に対する権利は付与しないという主張に対し、訴訟後見人は、定義としての制限はない(no definitional limitation)とし、動物も含んだ「作品を創作した者(original work of authorship)」が著作者となると主張した。

裁判所は,「著作権法が著作者の概念あるいは動 物の法的立場について『明確に』拡大しているも のではなく (Here, the Copyright Act does not "plainly" extend the concept of authorship or statutory standing to animals.), また動物に関する記載もない (To the contrary, there is no mention of animals anywhere in the Act.)」ものの、いくつかの判例を挙げて²¹⁾「最高 裁及び第九巡回控訴裁判所においては、これまで も著作権法上の著作者を検討する場面において、 繰り返し、「人」あるいは「人間」であると言及さ れてきた(The Supreme Court and Ninth Circuit have repeatedly referred to "person" or "human beings" when analyzing authorship under the Act.)」ことを指 摘した。さらに、著作権局においても、ガイドラ イン $^{22)}$ において、その 306 条では、「人による創 作の要件(The Human Authorship Requirement)」と して「人によって創作された作品であることを条 件として著作物は登録される (it will register an original work of authorship, provided that the work was created by a human being)」とされており、また、

「『著作者』による著作物として認められるためには人間によって創作されていなければならず、その要件を充たさない場合には著作物性はない(to qualify as a work of 'authorship' a work must be created by a human being. Works that do not satisfy this requirement are not copyrightable.)」とも書かれているため、「自然、動物、あるいは植物(nature、animals、

or plants)」によって創作された作品を著作権局は登録しないことを示した。

そして、裁判所は、「著作権法上どこにも Naruto のような動物に保護を与えるとは書かれてない (the Copyright Act does not confer standing upon animals like Naruto)」として、動物に対する保護を否定した。

しかし、控訴審では和解に至り、Slater は今後当該写真の販売にかかわる売り上げの 25%を黒サル保護に寄付するとした合意に達している。

一審判決によって、動物が著作者になることはできないことが明言されたことになるが、その結論となる和解条件は興味深い。たとえ法制度上動物が著作者になることはできないとしても、実質的に創作を行ったのは黒サルであることは両当事者(厳密には、Slater と PETA)が認めるところである。それゆえに、売り上げの一部を配分するといった合意に至ったと思われる。

AI が創作した場合に当てはめた場合,動物同様 AI がどのような和解を望むかは不明である。しかし、その売り上げの一部を配分すると言った点を 参考にするとすれば、AI 技術の促進を目指す団体 のような AI 研究促進のために利益の一部を還元 することが考えられる。

5. AI 開発母体に権利?

一般に、何らかの優れた機械が物の特許発明として生み出され販売された場合、その機械自体を制作することについては特許権者が独占的な権利を持っているが、その機械を使って何らかの新たな創作が生まれた後には、機械の特許権者は創作物に係る権利を持つことはない。それは、当該特許権者が「販売」した機械を操作しその購入者が新たな創作のための道具として使用しているからである。

しかし、こと AI について考えると、機械の一つとして発明された当該 AI が独自に新たな創作物を生み出し、利用者の関与がない――AI 創作物が作られる――場合においては、AI そのものの製作に係る者が権利を持つ可能性は検討すべきではないだろうか。

AI 創作物に係る権利者を認めるとするならば、「人工知能の場合、例えば、プログラムの開発者、システムの所有者、システムの操作者、学習データの権利者などなど、多数の関与者が想定される」ことから、著作権法 29 条の考え方が適用可能であろうとする考え方がある²³⁾。ここで示される「多数の関与者」は、AI というプログラムが適切に機能するために寄与した者である。以下、それぞれの関与者の中の一の権利者を選択するのではなくて、「AI 利用者以外の AI 構築に係った者」を包括的に「AI 開発母体」と称して考えてみたいと思う。

まず、AI が自律的に創作活動をするという状況の中、開発母体を権利者とすべきではないかといった意見もある²⁴⁾。

一方,英国においては,AI創作物にも及ぶ規定がすでに存在する。

第九条 (3) コンピュータにより生成される文芸, 演劇,音楽又は美術の著作物の場合には,著作 者は,著作物の創作に必要な手筈を引き受ける 者であるとみなされる²⁵⁾。

Art.9 (3) In the case of a literary, dramatic, musical or artistic work which is computer-generated, the author shall be taken to be the person by whom the arrangements necessary for the creation of the work are undertaken.

英国法の考え方に従うと、「当該作品創作のため機械に必要な環境を創作した(手筈を引き受ける)者に権利が与えられる 26 」ことになり、例えば、

ある著名な画家の作品風の絵を AI が作るに際し、 その画家の過去の全ての絵画データや色使いといった要素を提供した者が権利を得ることになる。 前述の Rembrandt Project でいうと、プロジェクト の環境を整備した者が相当することになる。

このような状況は、ある種、伝統的知識や遺伝 資源とそのような知識や資源を長年保持してきた 種族の事例に類似していると考えられる。

判例⑤ Blun Blun and Another v. R & T Textiles Pty Ltd.²⁷⁾

Blun Blun は、Bark Painting (樹の皮に描く絵画) を得意とする著名なアボリジニの画家である。 Blun Blun は著名な芸術家であり、ノーザンテリト リーのアーネムランドの Ganalbingu という種族²⁸⁾ の上級メンバーである。

R&T Textiles は、Blun Blun の描いた"Magpie Geese and Water Lilies at the Waterhole"という作品を印刷したTシャツを輸入しオーストラリアで販売した。この複製及び販売は、Blun Blun に無断で行われたものであり、また、この絵画作品は、Blun Blun が Gnalbingu の上級メンバーらの許可を得た上で作成されたものだった。Blun Blun は、描くという行為は、彼の種族(Clun)から信託された聖なる仕事である²⁹⁾と主張した。すなわち、Blun Blun がこのような絵画を描くためには、種族の許諾を取る必要があるということになる。

本件においては、裁判所は、アーティストと種族の間の信任関係 (fiduciary relationship) を認めた。アボリジニによって作られたアート作品(アボリジナル・アート)においては、「芸術表現はDreaming(と称される状況の世界観)へのアクセスを意味し、スピリチュアルな世界とのコンタクトの方法であり、またそれが Dreaming による創出物となる (Art is a means of access to the Dreaming, a

way of making contact with this spiritual dimension, and yet in turn it is the product of the Dreaming.) ³⁰⁾」とされる。作品は、宗教や神話に登場するもので構成され、「Blun Blun 自身の個人的な才能が、神話の登場人物を特別な表現で描き出していることには疑問の余地はないが、少なくともアボリジニの観点からすれば、当該作品の所有権はアーティスト本人のみならず Clan 及びそのコミュニティにある(Although there is no question that Blun Bulun's specific expression of mythic figures reflects his personal talent, ownership of the work, at least from the Aboriginal perspective, resides in clan and community as much as in the artist.) ³¹⁾。」

AIに当てはめると、実際の創作は AIが行っているが、AIが行い得る状態にした AI 開発母体にも権利を認めることになる。その点からすると、実際の創作のために「必要な環境を創作した者」といった、英国法の考え方にも通じるものがある。伝統的知識や遺伝資源に係る判例については、その背景に横たわる民族の自決や歴史的な経緯といった問題も含まれているが、実際に「創作」をしていない集団に権利が属すると言った意味合いにおいては、AIに応用可能といった考え方もあるのではないだろうか。

6. むすび

それでは、誰に権利を持たせるのが適切なのだろうか。その創作に何らかの関与をしていることを理由とすれば、AIに登場人物、時代背景、設定、ジャンルを選択して「面白い小説」を書くように命じた AI 利用者、今後の AI の発達のための研究団体あるいは保護団体、あるいは、命令すればそれをもとに小説を書いていくようなプログラムを開発し、そこに基礎となる様々な小説や逸話をインプットし、また、AI が独自に世界に存在する情

報を収集して取り入れることができるように AI 開発を行った母体のいずれにも、権利の付与を受ける可能性が残るのではないだろうか。

本稿の目的は、上記の関係者が保護対象となる 可能性を考える事としていたが、その結論は、い ずれも何らかの保護可能性を残すということであ る。

AIが、今後どの程度まで発展し、そのどこの時

点を基準として対応する法制度を構築するのかは 残された問題である。一方、AI の発展に対応して 社会そのものが変化していくことも十分考えられ る。AI 創作物の権利者が(パブリックドメインで あることも含めて)現時点では未確定である中、 その決定においては、今後日本あるいは各国が如 何なる社会を目指すかが決め手となる。

注)

- Pratap Devarapalli, Machine Learning to Machine Owning: Redefining the Copyright Ownership from the Perspective of Australian, US, UK and EU Law, 40, E.I.P.R. Issue 11 2018, p726
- 2) https://www.nextrembrandt.com/
- 3) 知的財産戦略本部報告書「新たな情報財検討委員会報告書―データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて―― 2017年3月p36
- 4) 高林龍『標準特許法』第5版,有斐閣,p70
- 5) Duboff/Murray, Art Law, Wolters Kluwer Law & Business; 2版 2017 p37
- 6) Ibid. 原文は,that reproduced them fairly and accurately in all their features created by God or Mother Nature."
- Durrow-Giles Lithographic Co. v. Sarony, US Supreme Court, 111 U.S. 54 (1884)
- 8) Oscar Wild (1854-1900)詩人,小説家,劇作家
- 9) 版画や彫刻といった、オリジナルが複数存在しうる美 術の著作物においては、限定数の作品を制作する場合 著作者のサインがされたり、連番が付されたりするこ とがある。
- 10) 女子美術大学版画研究室サイト,版画の歴史より http://www.joshibi.net/hanga/history/1700.html
- 11) Oliver et.al. v. Saint German Foundation et. al. カリフォルニア南地区裁判所 41 F.Supp. 296(1941)
- 12) Urantia Foundation v. Maaherra 原審: アリゾナ地方裁判所 895 F.Supp. 1347(1995)
 - 控訴審:第9巡回控訴裁判所 95-17093 (1997)
- ¹³⁾ Feist publications, Inc., v. Rural Telephone Service, 499U.S. 340(1991)
- 14) 霊長目ヒト科チンパンジー属に分類される類人猿。中央アフリカ,ザイール,ウガンダ,タンザニアに分布。 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2 data/pamph/h1804/05.pdf
- 15) Paul Cezanne(1839-1906) フランスの印象派の画家。 ちなみに、霊長目ヒト科、ホモ・サピエンス・サピエ ンスである。
- 16) また, ダリは作品に感銘を受けこう述べたといわれる。

「このチンパンジーの手はほぼ人と同じである。一方ジャクソン・ポロックの手はすっかり動物である(The hand of the chimpanzee is quasihuman; the hand of Jackson Pollock is totally animal!)」

Nigel Reynolds, "Art world goes wild for chimpanzee's paintings as Warhol work flops" The Telegraph, 21 Jun 2005 https://www.telegraph.co.uk/news/1492463/Art-world-goes-wild-for-chimpanzees-paintings-as-Warhol-work-flops.html

- 17) Pablo Picasso (1881-1973) パリ,マラガ,バルセロナにピカソ美術館がある他,多数の美術館に作品は所蔵されている。
- 18) Joan Miro (1893-1983) 現代アート作家。ミロ美術館は バルセロナにあり、個人美術館としては世界最大とされる。
- Naruto et al., v. David J. Slater, et. al. 原審: カリフォルニア北地区裁判所 15-cv-4324 (2016), 控訴審: 第九巡回控訴裁判所 16-15469 (2017)
- ²⁰⁾ 霊長目オナガザル科マカク属。http://www.env.go.jp/nat ure/dobutsu/aigo/1 law/sp-list.html
- Aalmuhammed v. Lee, (9th Cir. 2000) / Urantia Foundation v. Maaherra, (9th Cir. 1997) / Cmty. For Creative Non-Violence v. Reid, (1989)
- ²²⁾ Compendium of Copyright Office Practices 2014 年
- 23) 奥邨弘司「人口知能が生み出したコンテンツと著作権一著作物性を中心に――」パテント 2017 vo. 70 No. 2 pp16-17
- Devarapalli, ibid. p727
- 25) 大山幸房·今村哲也訳 CRIC 外国著作権法 英国編
- ²⁶⁾ Devarapalli, ibid. p724
- ²⁷⁾ Blun Blun and Another v. R & T Textiles Pty Ltd. 41 IPR 513 (1998)
- ²⁸⁾ Ganalbingu の人々は、ノーザンテリトリーの Arnhem Land の中心に近い Arafura Swamp 周辺に位置する土地 に居住している。 Michael. F. Brown, Who Owns Native Culture, Harvard University Press, 2003, p44
- ²⁹⁾ Brown, *Ibid.* p44
- ³⁰⁾ Howard Morphy, Aboriginal Art, Phaidon, 1998, p67
- 31) Brown, *Ibid.* p45